資料2-2

委員限り 【非公表】

都市再生機構の見直しにおける主な論点に係る経営形態別の評価(案)について

留意事項:本資料は、都市再生機構の見直しにおいて考えられる各論点を経営形態別に見た際に、それぞれどのようなメリットやデメリットがあるのかについて、事務局の責任において、今後取り得る選択肢を示すために明確な議論を行うことを目的として、考えられるさまざまな経営形態の中でも極端な形態を取り上げて作成したものであり、現時点で検討会としてこれらの選択肢を考えていること、また、これらの選択肢に対して記載するような評価を与えていること、さらに、そのいずれかが望ましいと考えていることを意図したものではない。

平成22年4月21日

国土交通省

経営形態の類型について

留意事項:本資料は、都市再生機構の見直しにおいて考えら れる各論点を経営形態別に見た際に、それぞれどのようなメ リットやデメリットがあるのかについて、事務局の責任において

後取り得る選択肢を示すために明確な議論を行うことを目

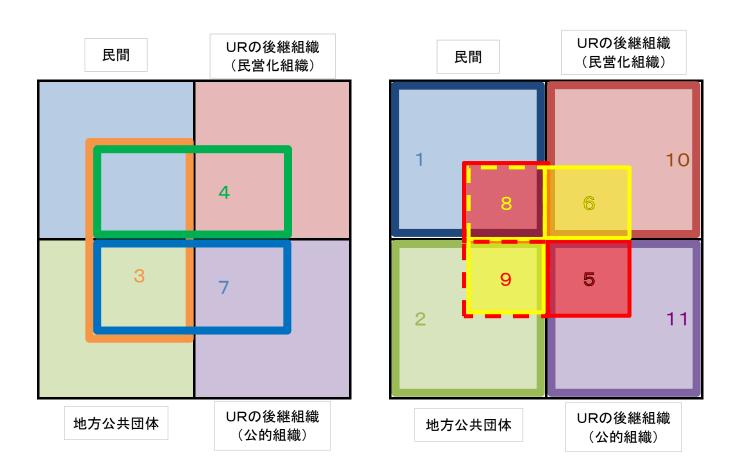
的として、考えられるさまざまな経営形態の中でも極端な形態 を取り上げて作成したものであり、現時点で検討会としてこれ

らの選択肢を考えていること、また、これらの選択肢に対して

記載するような評価を与えていること、さらに、そのいずれかが望ましいと考えていることを意図したものではない。

URの行っている賃貸住宅事業及び都市再生事業について、 考えられる経営形態としては、以下の11通りが考えられる。

- 1. 全てを民間事業者が実施
- 2. 全てを地方公共団体が実施
- 3. 全てを民間事業者及び地方公共団体が実施
- 4. 一部は民間事業者が実施。その他はURの後継組織(民営化組織)が実施
- 5. 一部は民間事業者が実施。その他はURの後継組織(公的組織)が実施
- 6. 一部は地方公共団体が実施。その他はURの後継組織(民営化組織)が実施。
- 7. 一部は地方公共団体が実施。その他はURの後継組織(公的組織)が実施。
- 8. 一部は民間事業者及び地方公共団体が実施。その他はURの後継組織(民営化組織)が実施。
- 9. 一部は民間事業者及び地方公共団体が実施。その他はURの後継組織(公的組織)が実施。
- 10. 全てをURの後継組織(民営化組織)が実施。
- 11. 全てをURの後継組織(公的組織)が実施。



以下ではそれぞれの経営形態の違いを明確にして議論を行うという観点から、

- 1. 全てを民間事業者が実施
- 2. 全てを地方公共団体が実施
- 10. 全てをURの後継組織(民営化組織)が実施
- 11. 全てをURの後継組織(公的組織)が実施
- の4つを基本とした上で、
 - 1. については、②収益性の高い(黒字)の賃貸住宅のみを譲渡
- 10. については、特殊会社の形態として、①民間からの出資あり、②政府100%出資のオプションを加えて議論を始めることとしたい。

都市再生機構の見直しにおける主な論点に係る経営形態別の評価(案)

留意事項:本資料は、都市再生機構の見直しにおいて考えられる各論点を経営形態別に見た際に、それぞれどのようなメリットやデメリットがあるのかについて、事務局の責任において、今後取り得る選択肢を示すために明確な議論を行うことを目的として、考えられるさまざまな経営形態の中でも極端な形態を取り上げて作成したものであり、現時点で検討会としてこれらの選択肢を考えていること、また、これらの選択肢に対して記載するような評価を与えていること、さらに、そのいずれかが望ましいと考えていることを意図したものではない。

	1. URの行っている賃 再生事業の全てを民間		2. URの行っている賃貸住宅事業及び都市 再生事業の全てを地方公共団体に委ねる	10. URの行っている 市再生事業の全てをし 化組織)が実施		11. URの行っている賃貸住宅事業及び都 市再生事業の全てをURの後継組織(公的 組織)が実施
論点	宅を譲渡	②収益性の高い(黒字)のUR賃貸住宅の みを譲渡		①民間からの出資が ある特殊会社	②政府による100%出 資の特殊会社	
①効率性の向上が図られるか(コスト縮減、適正な人 負、組織体制等)。	る 利潤追求の観点から、合理的なコスト縮減等の効率性の向上が見込まれる。		個々の地方公共団体次第で大きく異な る。	こととなり、コスト縮減 等の効率性の向上が 期待できる。	よって一定のコスト縮 減等の効率性の向上 が期待される。	民間の株式会社のように利益を追求し、 株主に配当することを目的としていないこと から、外的圧力としてコスト縮減等の効率性 の向上を図るインセンティブは自然体では 乏しいのではないか。
	【留意点】 ・利益を確保しようとする反面、管理の質が低下するおそれがあるのではないか。 ・収益性の高い賃貸住宅のみを譲渡した場合、それ以外の賃貸住宅を自立的に経営していくことは困難。		【留意点】 ・規模の経済が働きにくくなるという点では、現在よりも非効率になる可能性もあるのではないか。	うに利益を追求し、株主に 配当するような組織には ならないことから、外的圧 力としてコスト縮減等の効	いため、民間の株式会社のように利益を追求し、株主に配当するような組織にはならないことから、外的圧力としてコスト縮減等の効率性の向上を図るインセンティブが乏しくなるのではないか。	・事業収支の開示等の情報開示や公的関与の仕組みの構築など、現行の独立行政法人制度の枠組み
バナンスの確保は可能か。	取締役会における意思決定システム、役員の責任の明確化等、会社内部で合理的なガバナンスが発揮される。個別の事業に関する透明性の確保については、各民間事業者次第。 【留意点】・現在、公的機関であることを理由に開示されている情報については、民間事業者にとっては経営情報という部分も多く、むしろ開示されなくなるのではないか。		各地方公共団体の判断に委ねられるもの である。	の明確化等、株式会社的なガバナンスが発 揮される。 より透明性 ることが求 【留意点】 ・事業収支の開示等の透明性の確保は民営化組織の・透明性、ガル		
			【留意点】			・透明性、ガバナンスの問題は、個別事業に対する 国の関与、第三者機関の評価等の仕組み方次第。
			【主なご意見等】	会社が適当。ただし、普通は利益を求めるが、公的役	であれば、組織形態は株式の株式会社であれば、株主 と割を担うため、株主は利益 うなると、公的団体が出資し えられる。	

		1 ロロの行っていて任	5. 受ける 単型 なが 初士	2. URの行っている賃貸住宅事業及び都市	10 リロの行っている信贷仕ウ車要及が初	11. URの行っている賃貸住宅事業及び都
		T. URの行うでいる貝 再生事業の全てを民間			市再生事業の全てをURの後継組織(民営	市再生事業の全てをURの後継組織(公的
		丹工事未の主てで以降	月ず木石1〜女14公	円工事業の主でも地方な六回体に安ねる	化組織)が実施	組織)が実施
論点		①全てのUR賃貸住	②収益性の高い(黒		①民間からの出資が ②政府による100%出	1—1111 × 111—
		宅を譲渡	字)のUR賃貸住宅の		ある特殊会社 資の特殊会社	·
			みを譲渡		00000000000000000000000000000000000000	
③事業毎の採算性の確	在亿		生を確保するため、組	財政全体を通じての健全性が確保される		利潤を追求しない組織であるため、事業
				ことが求められるため、個別事業の採算性	まることによって、個々の事業毎の採算性確	
上に図られるか。	11 ~~	ティブが最も高い。			保に向けた取り組みも現行以上に進むもの	
				方公共団体の考え方及び制度の建付け次	と考えられる。	組みとはならない。
				第。		
		 【留意点】		【留意点】	【留意点】	【留意点】
			易から調達しなければならな		・独立行政法人形態に比べてより柔軟な組織・人員等	■・財投資金の活用が可能である等、資金調達面では
		い、一定の利益を計上して			の体制整備、組織運営が可能となり、例えば、個別の	
		いったことから、単に採算性 資判断や事業実施にはつれ			事業実施会社としての子会社を設けることなど、事業毎に採算性を管理する仕組みをとることも可能となる	【主なご意見等】
		・採算性の判断がよりシビス	アになることによって、事業		のではないか。	・収益性が低く、民間事業者が対応できない領域に
			引からの撤退等は当然の企			限定して補完すべきであるが、各種優遇策にもかか
		業行動としてあり得る。				わらず、発散してしまう事業に関しては実施すべきではない。
						・採算性等の評価プロセスの明確化が必要。
④URが現在抱えて			度により得られる収入	無償譲渡や維持管理費に対する補助等を	民営化によって、よ民営化によって、よ	公的性格を強めれば今以上に収益が上
いる多額の負債の解		の範囲内での負債の流流によっては		求められることになれば、負債は解消する	り効率的な事業遂行り効率的な事業遂行	
消につながるか。 短期間での負債解消		譲渡価格によっては、債解消ができない可能		よりもむしろ拡大する可能性がある。	が行われることが期が行われることが期待できるものの、財投待できることに加え、	負債を解消することは今以上に困難となる のではないか。
が困難な場合、借り		関門/月かららない。日前	国土がめる。		の活用ができなくなっ 財政融資の活用も可	
換え等の資金調達は					た場合には、資金調 能と考えられることか	
可能か。					達コストの上昇の方ら、徐々に負債の解	
事業特性に応じた資					がそれを上回る可能 消が進むのではない	
金調達は可能か。					性が高い。 か。	
		【留意点】	the top of the top of the	【留意点】	【留意点】	【留意点】 ・公的性格を強めれば強めるほど、今以上に収益が
		・週止な譲渡益収入か得ら んぽの宿問題の例〕	っれないのではないか。しか	・アンケート調査結果では、賃貸住宅の無償譲渡等を条件とする地方公共団体が多いが、資産のみを無	・氏呂化した組織かいつまでも繰越火損金を出し続け ることはできない。	・公的性格を強めれは強めるはと、今以上に収益か 上がらなくなると見込まれることから、政策的に措置
		・通常、民間事業者は収益		償譲渡したのでは、負債だけがURに残り、その解消	・民営化組織への移行に伴い財政投融資の対象とな	を求めることに対しては国費で措置することにしない
		を判断するため、民間事業			らなくなった場合は、現在よりも高い金利による調達を	と、負債を解消することは困難となる。
				・譲渡に当たっては、国と地方のどちらがどれだけ負債を引き受けるかが重要な協議事項となる。	宗儀なくされたり、そもそも信揆貧金の調達かできな い(資金ショート)ということも想定される。	
		を計上するおそれがあるの	つではないか。	・仮に資産と負債を一体的に譲渡した場合、一般的	, (SCEPT 17, 20) = 0.25, 22 (10 00)	
				に、国の公的機関よりも地方公共団体の方がスプ		
		【低売却価格とし、溥価以下 『で売却することが必要。	、では売却しないという万針	レッドが大きいことから、譲渡を受けた地方公共団体 の負債の借換等に伴う全体的な資金コストは増加		
			【留意点】	し、UR以上に厳しい経営状況になるのではないか。		
		【田息点】 ・譲渡先となる民間事業者		・地方公共団体に譲渡まではせず、サブリースして地		
		は、事業収入及び資金調	渡した後は収益性の悪い	方公共団体の運営に委ねることとした場合も、URの 負債解消につながるサブリース料の設定となるかど		
	4 ∇	達が可能な範囲内でしか 事業を実施しないと考えら	住宅しか残らず、自律的			
	営	事未で夫施しないと考えられる。 れる。		じる。		
		・したがって、資金調達コ	(\cdot \cdo			
	能	ストが高くなること、より高 い収益性を求めることと等				
	٠٠٠	い収益性を求めることと等から、事業実施の判断は				
		よりシビアになり、事業の				
		中止、一部事業からの撤 退等もあり得る。				
		巡守もの り待る。				

-A L	1. URの行っている賃貸住宅事業及び都市 再生事業の全てを民間事業者に委ねる	5 2. URの行っている賃貸住宅事業及び都市 再生事業の全てを地方公共団体に委ねる	10. URの行っている 市再生事業の全てをし 化組織)が実施	JRの後継組織(民営	11. URの行っている賃貸住宅事業及び都 市再生事業の全てをURの後継組織(公的 組織)が実施
論点	①全てのUR賃貸住 宅を譲渡 字)のUR賃貸住宅 みを譲渡			②政府による100%出資の特殊会社	
	【主なご意見等】 ・年間家賃収入6,000億円という数字から見れば、(収益還元法の)還元利回りが5%なら12兆円だが、6%になると10兆円となり、債務が全部返せるとは思えない。 ・大切なのは、持続的ないのではないか。・大切なのは、持続的な当れることで表えて、売れるものたってない。高収益が、名がであれる。・コトが極めに債務を返り、理解がることで、売れるものたっていた方が、当だってしまうという発想に適当を担えていた方ができることも考えられる。・コトが極めに債務を返り、に対しての検討会」(H18.7)にての検討会」(H18.7)	る一 で、れ、 経 の には は が の に に に に に に に に に に に に に	【主なご意見等】		【主なご意見等】 ・金利上昇に対してロバストな事業モデルを構築できるか。
	民間事業者は財投の対象とはならないので、事業実施に必要な資金は借換も含めて市場から調達しなければならない。		国の出資があって も、民間資本が入る 民営化組織は、財投 の対象とはならない ため、市場からの資 金調達が必要とな る。	対象となる。	対象となる。
財 投	【留意点】 ・資産譲渡による収益相当分の財投を一括償還することとなるため、財投会計に影響する可能性がある・財投の残債務について一括償還を求められる可能性があるが、債務残高によっては全て民間からの資金調達に置き換えることは不可能ではないか。		【留意点】 ・現在の財投を一括償還する必要が生じるが、現在の残高を全て民間からの資金調達に置き換えることは不可能ではないか。・償還のための経過措置を設けられるかどうかは財務省との協議次第。		【留意点】 【主なご意見等】 ・財投に過度に依存した資金調達を前提とするのではなく、市場のディシプリンを受けるべきではないか。・国の財政状況を踏まえれば、財政投融資を受けられることはかなり限定的になっていることを前提に議論すべきであり、過度に依存すべきでない。
			【留意点】 ・実際に対象となるかは財		
政府	公益性を発揮し、国のガバナンスが発揮れている機関ではないため、政府保証は受けられない。		公益性を発揮する業 国の一定のガバナンス に政府保証が受けられ	くがあること等を前提	公益性を発揮する業務を行っていること、 国の一定のガバナンスがあること等を前提 に政府保証が受けられる可能性がある。
証	【留意点】	【留意点】	【留意点】 ・実際に対象となるかは財	 務省との協議次第。	【留意点】 ・実際に対象となるかは財務省との協議次第。
	課税される	非課税	課税される	課税される可能性が高い。	現行のままであれば非課税と考えられる。
法 人 税 等	【留意点】	【留意点】		【留意点】 ・日本政策金融公庫のように、予算について国会の承認等を経ることとすれば、非課税とすることも可能。 ただし、実際に対象となるかは財務省との協議次第。	【留意点】

	1. URの行っている賃貸住宅事業及び都i	□ 2. URの行っている賃貸住宅事業及び都市	10. URの行っている賃貸住宅事業及び都	11. URの行っている賃貸住宅事業及び都
	再生事業の全てを民間事業者に委ねる		市再生事業の全てをURの後継組織(民営 化組織)が実施	市再生事業の全てをURの後継組織(公的組織)が実施
論点	①全てのUR賃貸住 宅を譲渡 字)のUR賃貸住宅 みを譲渡	D Company of the comp	①民間からの出資が ある特殊会社 ②政府による100%出 資の特殊会社	
⑤国の財政負担の軽減に つながるか。		と URに残った負債を処理するために、国の追 負 加的財政負担が必要となる。	URの後継組織の 効率性の向上が図られれば、国の財政負担の軽減につながるのではないか。 一方、仮にURの後継組織の数率性の向上が図られれば、国の財政負担の軽減につながるのではないか。 一方、仮にURの後継組織の数率性の向上が図られれば、国の財政負担の軽減につながるのではないか。 ではないか。 一方、仮にURの後継組織の対象につながるのではないか。 一方、仮にURの後継組織の対象につながるのではないか。	基本的には現状と同じ水準と考えられる。
	【留意点】 ・全ての住宅を譲渡しても なお負債が残る場合、これを他の事業分野で解消することは困難であり、国費投入は避けられない。 ・URがもし持続不可能であれば、今URとして事業をやめることで損を出したとしても、長期的には財政負担の軽減につながるのではないか。	あいて事業を実施することとし、また、その費用を国と 取地方公共団体の間でどのように分担し合うかの問題	限責任だが、(政府の出資 営がうまくいかなくなった	軽減につながるのではないか。 ・公的性格をより強めるのであれば、それに見合う財政措置は国の責任として必要となると考えられ、財政負担の増大の可能性もある。 .
		、供がなされるものと考えられるが、コストと た の見合いで社会的厚生が増大するかは各	民間からの出資が あることによる効率性の の向上も期待できる ことから、一定の社会 的厚生の増大につな がるものと考えられ る。 株式会社のガバナ ンスによる効率性の 向上分は社会的厚生 の増大につながるも のと考えられる。	基本的には現状と同じ水準と考えられるが、少なくとも効率性が高まる分は社会的厚生の増大につながるのではないか。
	【留意点】 ・URより低いコストで経営が行われても、それ以上 サービス水準が低下すれば、国民として民間事業者が事業を実施することになったメリットを感じられないのではないか(事業者のための民営化ではないかとの批判を招くおそれ)。	ヤンティブはないのではないか。		【留意点】

論点	再生事業の全てを民間事業者に委ねる ①全てのUR賃貸住 ②収益性の高い(黒 字)のUR賃貸住宅の みを譲渡		市再生事業の全てをURの後継組織(民営 化組織)が実施 ①民間からの出資が ある特殊会社 ②政府による100%出 資の特殊会社	
⑦高齢者向けの住宅の確保等の住宅政策上の課題に沿った住宅という位置付けとそれを前提とする管理が可能か。		公共団体という国とは別の主体であり、地域主権の流れの中で、国の住宅政策の遂行を図るという点では、URの後継組織よりも実施の確実性に劣るのではないか。	住宅政策上の課題 に対応した住宅管理 を行わせやすいかど うかは、民営化組織 に対する国の資本関 係及び民営化組織の 運営に係る制度の建 付けによる。 政府が100%出資 していることから、株 主としての目的を利 益の追求ではなく政 策の実現とすれば、 住宅政策上の課題に 対応した住宅管理を 行わせることが可能 ではないか。	公的組織かつ国が直接関与するという両面において最も可能と考えられる。
	ることが考えられるが、そのような条件付きの譲渡に 実現可能性があるか。(譲渡価格の低下につながり、 国損につながるおそれはないか。) ・民間事業者が住宅政策上の課題に対応した管理を 行うインセンティブを与える制度(補助、税制、融資 等)が構築できれば、逆に民間事業者への譲渡条件 とする必要はない。(ただし、そのような制度を構築で	の再整理が必要。(現状は、地方公共団体の役割は低所得者向けの公営住宅の保有・管理であり、公営住宅ではない住宅を地方公共団体に保有・管理してもらうとすれば、役割分担の再整理が必要。)・財政事情等から公営住宅の保有・管理量をこれ以上増加させる予定はないことを理由に譲渡を受けら	応させるための資本関係及び組織運営の建付けを強めていくと、何のための民営化かという議論になる。 ・住宅政策上の課題に対応するため、採算性を犠牲と	
	・民間と同等の収益性が認められる優良賃貸住宅について、公的主体が保有することを政策的に説明することは困難であり、民間に委ねるべき。 ・国として住宅政策上支障はないのか。 ・安心・安全な生活を営むために住宅を取り巻く課題はまだ多く、住宅政策として公的主体が担う機能は大いに残されていると考えられる現状で、これまで蓄積されてきた物理的・人的ストックをサンクさせてしまうリスクは極めて大きい。短期的な採算性や予算規模の大小などで判断するのではなく、慎重な議論が必要。	ず、民間住宅の借り上げで対応している。 ・地方分権、地域主権の流れの中で、住宅政策の実現をどのように図るかについては、概念的にでももう少しすっきりした整理ができればよい。地方に譲るべきなのに国に残っている部分がある一方で、国がやるべきなのに地方に譲ってしまった部分もあるのではないか。	に対する配慮を低廉な家賃を設定することを通じて行うとするならば、国民の理解の下で税金を投入してURに担わせるということはあり得る。(ただし、この場	ら、公的関与は不可欠であり、最も望ましい形態(ただし、この場合、運営コストは高収益物件の内部補助によるのではなく、国庫補助とすべき。) ・高齢化に伴う住宅需要に対して、URがごく一部を供給するのであれば公費を投入する説得力に乏しいが、かなり大きな供給主体としての役割を持っているとすれば、URが高齢者向けの住宅を供給していくべきであり、可能性としては今よりも大きな役割を果たすということもあり得る。 ・高齢者向けの住宅は不足しており、主要ストックの
支払い能力以外の点で、民			民営化組織である以上、積極的な取組を 行うインセンティブは乏しいが、資本関係や 事業のやり方に係るコントロールの仕方で対 応可能と考えられる。	
か。		・公営住宅として譲渡を受けた場合、公営住宅として	【留意点】 ・政府が100%出資していることから、株主としておことから、株主として居住の安定確保を求めることで公的組織と同様の水準を確保することが可能ではないか。	【留意点】

	1 リロの行っている賃貸付字車業及び報本	2. URの行っている賃貸住宅事業及び都市	10 リロの行っている賃貸住宅車業及び初	 11.URの行っている賃貸住宅事業及び都
	再生事業の全てを民間事業者に委ねる		市再生事業の全てをURの後継組織(民営	市再生事業の全てをURの後継組織(公的
=A F			化組織)が実施	組織)が実施
論点	①全てのUR賃貸住 ②収益性の高い(黒 宅を譲渡 字)のUR賃貸住宅の みを譲渡		①民間からの出資が ②政府による100%出 ある特殊会社	
	民間事業者が賃貸人となっても、借地借家 法の適用を受けることに変わりはないことか ら、契約期間満了までは、既存居住者の居 住の安定性は維持されるものと考えられる。		後継組織に対する制約次第だが、借地借家法の適用は受けることから、居住の安定性は維持されるものと考えられる。	公的主体かつ国が直接関与するという両面が相まって、居住の安定性は維持されるものと考えられる。
	【留意点】 ・貸主の地位が移転した場合、従前の借家契約はどこまで維持されるのか(契約期間、家賃等) ・家賃減額措置を受けている低所得高齢者について、同一の契約条件が維持され得るか。(家賃を支払えなくなった者が大量に出てきた場合、受け皿となる住宅はあるのか)	【留意点】 ・公営住宅として受け入れる場合、収入超過者については退去を求められることになる。	【留意点】	【留意点】
	【主なご意見等】 ・家賃の値上げが起きたら、低所得の高齢者はおそらく出て行かざるを得ないことになるが、その受け皿はどこにあるのか。 ・民間賃貸住宅市場においては、高齢者に対する入居を制限している現実がある中で、今UR賃貸住宅に居住している者を追い出したら住む場所がなくなってしまうだろう。	【主なご意見等】	【主なご意見等】	【主なご意見等】
⑩市場家賃をきちんと徴収 できるか。	市場家賃の徴収が最も行われやすい。	公営住宅として譲受すれば、市場家賃ではなく応能応益家賃となる(公営住宅家賃の全国平均:20,509円)。	民営化組織であることから、基本的には市場家賃を徴収することになると考えられる。	既にURにおいて市場家賃化していることから、基本的には市場家賃を徴収できるものと考えられるが、公的組織であることを理由として、家賃水準について何らかの配慮を求められる可能性もあるのではないか。
	【留意点】 ・既に市場家賃化しており、大幅な家賃値上げを行うことは借地借家法の制約等からも事実上難しいのではないか。ただし、収益性が高く空家リスクの少ない団地の住戸や家賃減額措置が講じられている世帯については、契約更新時には急激に家賃が上昇する可能性もあるのではないか。	えられるが、公的住宅として現在のURと同様に減額		【留意点】 ・現在よりも公的性格を強めるならば、市場家賃までは徴収しないという判断もあり得る。ただし、その場合、国の支援で本来徴収可能な市場家賃から家賃の軽減を行っていることを明確にすることが求められるのではないか。
	【主なご意見等】 ・UR賃貸住宅の居住者に低所得高齢者が多いとしても、その者だけが特別ではない。低所得高齢者をサポートする必要があるというなら、民間も同様に考えるべき。		【主なご意見等】	【主なご意見等】 ・市場家賃の変動についても激変緩和措置として面倒を見させられているのではないか。 ・本来徴収すべき家賃を減額しているなど、政策目的のためにかかっている費用はいくらになるのか明らかにすべき。 ・本当はもう少し家賃を取らねばならないところで、家賃が取れていないということがあったり、本来本人が負担すべきところをURが負担しているために家賃が安くなっているとか、高齢化に伴い本人が抱えることになるリスクをURが負担していることになる。そうしたことが積み重なって、今の欠損金を抱えたURの姿になっているのではないか。

論点	1. URの行っている賃貸住宅事業及び都市再生事業の全てを民間事業者に委ねる ①全てのUR賃貸住 ②収益性の高い(馬宅を譲渡 字)のUR賃貸住宅のみを譲渡		10. URの行っている賃貸住宅事業及び都市再生事業の全てをURの後継組織(民営化組織)が実施 ①民間からの出資が ②政府による100%とある特殊会社	11. URの行っている賃貸住宅事業及び都 市再生事業の全てをURの後継組織(公的 組織)が実施
⑪地方公共団体になりかわって地方公共団体と同様のまちづくり支援は可能か。	自然体ではそのようなインセンティブはない。 民間事業者としては、地方公共団体のノッハウ、技術力の補完をする立場にない。	年間での市街地再開発事業・土地区画整	民間資本が入ることでより収益性が求められることになるため、地方公共団体に対する支援としてのソウハウ、技術力の補完について、現在の水準での継続は困難となるのではないか。	る支援としてのノウハウ、技術力の補完は可能。
	【留意点】 ・地方にはそもそも民間事業者が存在しないのではいか。 ・地方公共団体からの業務受託という形で、地方公団体の業務を実施する場合であっても、長期低利の資金という財源や施行権能では地方公共団体と同りのものは与えられないことから、地方公共団体の二ズの一部にしか応えられないのではないか。	ハウを蓄積することは非効率ではないか。 共・地方主権が進めば、自主財源で個々の地方公共団体が実施できるようになるのではないか。 ま	のコミット等を通じて、公的前提にすることによって、	
	【主なご意見等】	【主なご意見等】 ・地方分権の帰結として、自主財源の拡充(地方税増税)を行っても、URの役割があるかどうかを検証する必要がある。 ・都市計画事業を継続的に実施するわけではない多くの地方公共団体において、一時期に必要となる都市計画事業に係るノウハウや人材の維持は非効率であり、事業を行うための資金の調達は困難である。・地方公共団体は予算、人員等の制約があり、事業のタネ地が市場に現れてもそのタイミングで予算化、事業化することが困難な場合があり、これを補完する仕組みが必要である。		【主なご意見等】 ・都市ごとにまちづくりの課題があり、地方公共団体がそれらの課題に対応しようとする中で、URが活用できる多様な事業手法が用意されているが、求められる手法との乖離がないか。 ・地方公共団体が求めているスペックにURが実施している事業がマッチしていない場合がある。 ・今後は、地方公共団体の大小や立地にかかわらず、市場原則に基づきながら、地方公共団体の要請に応じて、事業代行をすることも必要である。
いリスクを負うことができ、民間投資誘導等が可能か。	通常は考えにくい。 事業期間が長期に及ぶ、環境対応などを 部性がある等の理由から、高い収益性をす	は 観点を除けば)民間事業者の支援という観点は薄い。 地方にはそもそも都市開発を担うべき民間事業者が少ないため、地方公共団体による都市開発には民間投資誘導的な要素は薄い。	態であるとも考えられ に国の関与が認めらるため、自然体では れるため、民間事業 他の民間事業者の支 者の支援は可能。	
	【留意点】 ・民間事業者の都市開発へのインセンティブは景気動向に大きく左右される。 ・プロジェクトを特定し、当該プロジェクトに対する特の支援措置を講じればURと同様に実施することが能ではないか。	別	【留意点】 ・政府による株式の保有、 国による業務関係のガバ ナンスを構築することなど により、民間事業者との役割分担を明確化すること で、民間投資誘導等を実現することは可能ではないか。	の役割分担の状況に関する第三者的評価の実施な どが必要ではないか。

	1. URの行っている賃貸住宅事業及び都市 再生事業の全てを民間事業者に委ねる		2. URの行っている賃貸住宅事業及び都市 再生事業の全てを地方公共団体に委ねる	10. URの行っている 市再生事業の全てをし 化組織)が実施	JRの後継組織(民営	11. URの行っている賃貸住宅事業及び都 市再生事業の全てをURの後継組織(公的 組織)が実施
	①全てのUR賃貸住 宅を譲渡	②収益性の高い(黒字)のUR賃貸住宅の みを譲渡			②政府による100%出資の特殊会社	
	の仕組みや期間はどのよう た視点が必要ではないか。 ・短期的な収益最大化の観 間資金を長期的な観点から づくりの方向に誘導するため の役割を担う必要がある。 ・上場会社であれば、毎年 あり、事業完成までに長期 のリスクを抱える事業に取 ・超高齢社会におけるまする 施するためには、従来ほど	業が単純な民間市場で、 でいまで、 でいまである。 でいまである。 を間には、 でいまである。 を間には、 でいまである。 を間には、 のののののののののののののののののののののののでは、 でいるでするのででです。 でいるではでいるできなができないです。 でいるであるでいる。 でいるであるのののののののののののののののののののののののののののののののののの	【主なご意見等】	【主なご意見等】		【主なご意見等】 ・コンパクトシティの実現により、将来の公共投資の削減が期待できるが、それまでには長い懐妊期間が想定され、政府資金が投入されているURはそれに耐えられる数少ない機関の一つである。
⑬大規模災害などの緊急 時に対応可能か。	民間事業者に対応を		ーの地方公共団体を超える範囲での大規模災害について、URと同様の対応を求めることは困難。	るから、あらかじめ業績 示、国からの指示規定	でである。 ですべき業務として位	これまでの組織・人員を引き継いだ公的組 織であれば、現状と同様の対応が可能。
	【主なご意見等】		【主なご意見等】 ・災害復旧支援が大変とならないような事前のまちづくりこそが必要である。その観点からまちづくりの支援を行うべきである。	【主なご意見等】		【主なご意見等】
能等は付与されるか。	能を民間事業者に付与		地方公共団体は公的機関として公権力の 行使を伴う施行権能を実施することは可 能。 【留意点】	通常の民営化組織に		現在のとおりの施行権能を付与することが可能。
		益性を総合的に判断するこ 가毎に実施主体としての民 O行使を伴う権限を付与す	【留意点】	益性を総合的に判断する ことにより、個別のプロ ジェクト毎に実施主体とし ての民営化会社に対し、	・国の関与や政府100%出 資という公的な性格の強さ により、施行権能を付与す ることが例外的に可能か どうか。(内閣法制局の見 解の確認が必要。)	【留意点】 ・現在のとおりの施行権能を付与するためには、独立 行政法人という組織形態であることが必要か、施行 権能を付与できる公的組織とはいかなる要件を備え ている必要があるのか。(内閣法制局の見解の確認 が必要)
15 地権者、地元公共団体、 国の間に立って中立公正な 事業実施が可能か。	は困難(地権者や他の うに見てもらえない。)		地方公共団体自らが地権者となる場合な ど、中立公正な立場から事業を実施してい ないと見られる場合有り。	ため、完全に中立公正な立場で、自己の利益を考えずに調整していると評価してもらうのは困難になる。	純粋な民間事業者と は異なる主体として、 事業実施が可能であ り、地権者、他の民間 事業者、地方公共団 体の間に立って中立 公正な立場からの事 業調整が可能。	現在のとおり、地方公共団体、民間事業者、地権者、国の間に立って、中立公正な立場からの事業実施が可能。
	【留意点】 ・国が、PPPの観点から、『 コーディネートすることで対	直接、中立公正な立場から け応が可能か。	【留意点】	【留意点】	【留意点】	【留意点】

論点	再生事業の全てを民間 ①全てのUR賃貸住			市再生事業の全てを 化組織)が実施 ①民間からの出資が ある特殊会社	JRの後継組織(民営	11. URの行っている賃貸住宅事業及び都市再生事業の全てをURの後継組織(公的組織)が実施
16実現可能性があるか。	譲渡に係る条件次第	育で大きく異なる 。	地方公共団体でUR賃貸住宅の譲渡を受ける意向はほぼ皆無であり、雇用促進住宅の例を見るに、相当に長い期間をかけて困難な調整を余儀なくされるのではないか	場を目指す組織とす	して実現する意思が あれば可能。	民営化組織に比べて制度設計上の変化が小さいことから、実現は最も容易と考えられる。
注4. 「 日尚 仏如 统 ,↓↓↓ ++ ++ △ 5	り、含み益はあまり期待出 況を踏まえれば、現在の簿 る物件は少ないのではない ・既存居住者の居住の安定 の課題への対応を譲渡条でが予想される。 ・仕掛中の事業を引き受け か。いるとしてもどのような ・そもそもURの行っている 間事業者が実施することは ないか。	来ない。その後の不動産市 算価以上の価格で譲渡でき いか。 定に係る措置や住宅政策上 件にすると、譲渡価格の低 ける民間事業者がいるかどう 条件で可能か。 ・都市再生事業について、民 は困難な場合があるのでは	・そもそもURの行っている都市再生事業について、 地方公共団体が実施することは困難な場合があるのではないか。		【留意点】 ・組織形態を独立行政法人から株式会社に変えることの意義はなにか。	【留意点】 ・何が改革されることとなるのか、現在指摘されている様々な問題点の解決につながらないのではないかといった指摘が予想される。 ・公的関与を強めるのであれば、国が自ら業務を行うということも考えられるのではないか。

注1:「民営化組織」とは、株式会社型のガバナンスが確保された組織であり、資本関係としては上場を目指す株式会社〜国の出資が一定割合確保された特殊会社までをいうものとする。 注2:「公的組織」とは、特殊法人、独立行政法人(その他、独立行政法人に代わる公的組織形態が生まれた場合、当該組織形態を含む。)をいうものとする。